

令和 8 年 度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

# 令和8年度事業計画

人口減少や過疎化、地域や近隣の間関係の希薄化、物価高騰、さらには自然災害の増加などの社会情勢の中、住民が抱える問題や生活課題はさらに複雑・多様化しています。

秋田市では、税収の減少など財政が厳しいということから、令和7年度に大規模な事業の見直しが実施され、令和8年度の秋田市社会福祉協議会に対する補助金の削減や委託事業の見直しまたは廃止など、本会にとって大変厳しい結果となりました。

このような状況において、令和8年度はICT（情報技術）・DX（デジタル技術）の積極的な活用を進め、人員体制の見直し、事務の負担軽減や経費削減、情報共有の迅速化に努め、関係団体や地区社協等の状況も伺いながら、効率化を図ります。

また、生活困窮者への支援として開催している生活相談会やフードパントリー（食料品等の無料提供）の財源等の確保のため、企業や団体・個人へ寄付金や日用品等の寄付を呼びかけし、内容の充実強化を図るほか、事業の周知を通じて関係機関や関係団体との連携を図り支援体制を強化できるよう努めます。

さらに、令和5年大雨災害により被災された世帯を支援するために開設された地域支え合いセンターで取り組んできたアウトリーチ<sup>注1</sup>、伴走型支援、サロン立ち上げなどを生かしてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を含めた重層的支援体制の構築や、新たな事業の受託、災害時の対応等について市と協議し、様々な課題を抱える世帯に対し支援ができるよう取り組んでまいります。

そのほか、社会福祉法人の地域の公益的な取り組みを支援する「秋田市地域福祉おむすびネット」について市内の社会福祉法人に対し説明する機会を設け、参加促進を図るとともに、社会福祉法人との連携により地域の課題解決に取り組み、地域福祉力の強化を目指します。

また、「秋田市地域福祉アクションプラン2025」（秋田市地域福祉活動計画）を指針として、この地域に住んでよかったと思える誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を目指してまいります。

注1：アウトリーチとは：「地域に向かい歩いていくこと」で制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組むことです。

# 事業実施計画

## 1 小地域福祉活動の推進

### (1) 見守りネットワーク事業

- ① 地区社協、地区民児協、町内会長、福祉協力員等との連携を図り、地域の見守りの必要な世帯に対して、見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、高齢者世帯等の孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態（容態の悪化、生活困窮、虐待など）を早期発見することで安心して暮らせる地域づくりを図る。
- ② 安心キット事業や地区社協が独自に取り組んでいる事業と連携して実施する。
- ③ 地区社協に助成し、活動を支援する。
- ④ 社会福祉法人・福祉施設との連携（秋田市地域福祉おむすびネット）により、見守り活動の拡充を図る。
- ⑤ 「見守りネットワークの手引き」などを活用し、見守り体制の充実強化と要援護者の把握を行うとともに、見守りネットワーク事業の実施を通じて、地域内における関係団体の連携・協力体制の強化と災害時の地域でのたすけあいの体制強化を図る。
- ⑥ 各地区の見守りネットワーク事業の取り組み状況のデータ化など見える化を図り、今後の展開について検討するとともに、ホームページ等に掲載し理解を深める。

### (2) 安心キット事業（救急医療情報キット事業）

- ① 万一のときに、本人の医療情報を救急医療に活かす安心キットを必要な方や希望者へ配布する。また、地区社協、地区民児協、町内会、秋田市消防本部と連携を図りながら、見守りネットワーク事業と連携して実施する。
- ② 緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、安心キットの設置や「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を記載する安心カードの更新の強化を図る。  
ア 安心キット設置や安心カード更新の呼びかけを推進する。（地区社協、地区民児協、町内会、地域包括支援センターや介護事業所等、薬局、秋田市地域福祉おむすびネットに登録している社会福祉法人、郵便局）  
イ 資材（ポスター・チラシ・DVD等）の活用や広報誌、ホームページやSNSにより安心キットの設置や安心カードの更新の周知を図る。
- ③ 安心キット事業推進会議を開催する。
- ④ 行政や郵便局との連携・協力体制を強化し、安心キットが入手できる設置場所の拡充を図る。

### (3) 車両・除雪・災害関連用品等の貸出

- ① 地区社協、町内会等の各団体に対して、行事・イベントの開催や買い物支援などのために機器および機材、または福祉車両等を無料で貸し出すことにより、

コミュニティ活動および地域福祉活動の活性化、地域住民やボランティア団体等が主体的に地域での支え合い活動に取り組んでいくための体制づくりを支援する。

(車両、介護予防機器、生きがい用品、カラオケ・AV機器、行事・レクリエーション用品、除雪・災害関連用品)

- ② 貸出頻度などを精査し、貸出品目の見直しを行う。

## 2 介護予防・交流事業の推進

### (1) 地域元気アップ事業

① 健康づくり・生きがいづくり事業

主に65歳以上の高齢者を対象とした「健康づくり・生きがいづくり事業」を取り組む地区社協に対して助成を行うことを通して地域での介護予防を進める。

② 地域サロン事業

ア 地域の身近な町内会館等を利用し、自宅に閉じこもらず、気軽に集まれる場づくりを推進することにより、高齢者や障がい者等の孤立を予防する。

イ 地区社協への助成金を増額する。また、講師等の情報提供により活動を支援する。

ウ 市内で行われる地域サロンの内容や開催場所等を把握しデータ化など見える化に努める。また、必要に応じて関係機関等に働きかける。

エ 秋田市高齢者生活支援体制整備事業との協力体制の構築に努める。

オ 地域支え合いセンターで取り組んできたお茶っこ会を参考に、地域サロンの立ち上げ支援マニュアルを作成する。

## 3 子育て支援の推進

### (1) 子育て支援事業

① 子育て支援用おもちゃ貸出事業

子育て支援用おもちゃを無料で貸し出し、子育てサロンや育児サークル等の活動を支援する。また、必要に応じて貸出用品の更新等をする。

② 子育て講話開催経費助成事業

子育てに関する講話の開催経費を助成して、地域における子育て活動を支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりを図る。また、子育て団体に対し助成金の周知を強化する。

③ 子育て支援への助成等

ア 地域での子育て支援活動の充実を図るために、地区社協に活動費の助成や各地区の活動を情報発信する。

イ 秋田市地域福祉おむすびネットに登録して食品や文房具類を集める社会福祉法人と連携を図り、フードバンクや子ども食堂の支援を推進する。

## 4 地域での福祉活動への支援

### (1) 福祉協力員の設置および活動の推進

- ① 各地区社協の地域福祉活動に協力する町内会単位の福祉協力員設置を推進する。
- ② 地区社協の福祉協力員等研修会へ出席する。
- ③ 「福祉協力員の手引き」を更新・活用し、資質の向上を図る。
- ④ 各地区における福祉協力員の役割や位置づけ、活動内容、保健推進員との連携についてアンケート等で調査し、福祉協力員の在り方について研究する。

### (2) 地区社協事務担当者研修会

地区社協の事務担当者を対象に、各種助成金や保険加入などの事務手続き等についての研修会を開催する。

### (3) 地域福祉活動研修会の開催

福祉協力員の活動紹介や各地区社協の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての研修を行い、市民参加意識の高揚を図る。

(令和8年7月6日(月)あきた芸術劇場ミルハス)

### (4) 拠点づくり・事務機器整備支援事業

地区社協の拠点づくりの促進または拠点の強化、地区社協の事務機器の整備を支援するため助成する。

### (5) 地区社協各種研修会への支援

- ① 地区社協が自主的に実施する研修会の開催経費や移動に要するバス等の借上げ料の助成をする。
- ② A、B、C、Dのブロック毎に開催する研修会の経費の一部を負担し、地域福祉活動についての情報交換、研修活動を支援する。
- ③ 要請に応じて地区社協の研修会の内容への助言や講師紹介等を行う。

### (6) 地区社協活動への支援と協力

- ① 地区社協連絡会の事務局へ協力し、地区社協相互間の緊密な連携を図るための活動を支援する。また、各地区社協におけるインターネット環境やスマートフォンの利用等について調査研究する。
- ② 横断幕、垂れ幕、ポスターの作成や資料の印刷を支援する。
- ③ 地区社協へ地域福祉活動推進費を助成する。(160円×会費納入世帯数)

## 5 相談支援活動の充実

### (1) ふれあい福祉相談センター事業

- ① 相談員を配置し、週5日（月～金、午前9時～午後4時）相談日を開設する。
- ② 無料弁護士相談（秋田市老人福祉センター 原則毎月第3月曜日 協力 秋田弁護士会 時間予約制）を実施する。
- ③ 市民への周知・広報のため、リーフレットを配布する。
- ④ 各種相談機関や関係団体との連携を図る。

## 6 在宅福祉サービス事業

### (1) ふれあいさん派遣事業

- ① 短期間、一時的な生活支援として「ふれあいさん」を派遣する。
- ② 登録型ふれあいさんの確保に努める。（ホームページや広報誌等の活用など）
- ③ 事業案内のチラシや電子看板（デジタルサイネージ）放映等を活用しPRを強化する。

### (2) 移送車貸出事業

- ① 高齢者、障がい者等の日常生活圏の拡大や社会参加の促進および家族の介護負担の軽減を図るとともに、地域住民やボランティア団体等が主体的に地域での支え合い活動に取り組んでいくための体制づくりを支援するために車イスのまま乗降できる車輛を貸出しする。
- ② 貸出のパンフレットやホームページやSNSを活用し、PRを強化する。

### (3) 見守り機器助成事業

在宅で暮らす認知症の方、知的障がい児者、精神障がい者等が、道に迷ったり、自分の家分からなくなるなどの恐れがあるなど不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報を把握するための装置等の利用に伴う購入費用または、レンタル費用の一部を助成し、本人の早期発見とその家族の不安解消を図る。

### (4) 福祉機器貸出事業

- ① 在宅で福祉機器を要する世帯に対して貸出する。（車イス、介護用ベッド、エアマット等）
- ② コミセン等で車イスを貸出する。
- ③ 機器貸出のパンフレットやホームページ、SNSを活用し、PRを強化する。
- ④ 必要に応じて福祉機器貸出用品の更新等をする。

### (5) 秋田市手話通訳者設置事業（市委託）

- ① 秋田市内に在住する聴覚障がい者等および聴覚障がい者等と手話によるコミ

コミュニケーションを図る必要のある方(個人、各種団体・機関等)へ手話通訳者を派遣する。

- ② 聴覚障がい者等への情報提供および関係機関等への連絡調整的な情報提供を行う。

## (6) 日用品・介護用品の再利用

### ① Re再くるネットによる推進

不要になった日用品・福祉機器・ベビー用品等を善意でゆずりたいという市民・企業・福祉団体・非特定営利活動法人等から物品情報を募り、ホームページやSNSを通じて、生活困窮者を支援する団体・機関へ向けて情報を発信することにより、必要とする市民へ物品が行き届く機会を提供する。

## 7 健康・生きがいつくりの促進

### (1) 秋田市老人福祉センター(市委託)(更新年度)

指定管理期間 令和4年度～令和8年度

「秋田市老人福祉センター指定管理業務仕様書」に基づき管理運営する。  
指定管理者の募集があった際は応募する。

### (2) 秋田市老人いこいの家(飯島)(市委託)

指定管理期間 令和5年度～令和9年度

「秋田市老人いこいの家指定管理業務仕様書」に基づき管理運営する。

### (3) いきいきサロン(市委託)

飯島老人いこいの家のほか、廃止となる八橋老人いこいの家、大森山老人と子どもの家、雄和ふれあいプラザ周辺の公共施設を会場に、高齢者の生きがいと健康づくりのため、「いきいきサロン」を開催する。

## 8 ボランティア活動の振興

### (1) ボランティアセンター事業(市委託)

- ① ボランティア活動希望者およびボランティアを必要とする方に対して相談、登録、斡旋を行う。また、ボランティアセンター運用システムを活用して効率化を図る。(除雪、災害を含む)
- ② ホームページやSNSを活用しボランティア関連情報を発信する。
- ③ ボランティア活動に関する情報収集、整理を行う。
- ④ ボランティア活動に関する講師を派遣する。
- ⑤ ボランティア保険の加入手続きを行う。

- ⑥ 福祉施設、関係機関との連携を強化する。
- ⑦ おむすびネットに登録した施設等の協力を得てボランティア養成講座を開催する。（チビッコボランティア、ジュニアボランティア）
- ⑧ 福祉教育体験プログラムを作成し学校等へ周知する。

**(2) 介護支援ボランティア制度の運営（市委託 令和8年10月31日まで）**

- ① 活動希望者の登録を行う。
- ② 登録者（愛称 ほっこりさん）と受入機関等との活動の調整および支援を行う。
- ③ 活動状況を把握する。
- ④ ポイント活用申請の受付を行う。
- ⑤ ホームページやSNSを活用し介護支援ボランティア関連情報を発信する。
- ⑥ 登録者へボランティアセンター登録などの呼びかけを行う。

**(3) 除雪支援の実施**

- ① 除雪ボランティアの協力を得て除雪活動を行う。
- ② 除雪ボランティア等へのボランティア保険料を補助する。
- ③ 除雪機器等の貸出を行う。
- ④ ホームページやSNSにより除雪支援のPRを強化する。

**(4) ボランティア活動への支援**

- ① ボランティア団体への器具・機材等の貸出をする。
- ② ボランティア活動保険への加入を促進する。

**(5) ボランティア基金の運営**

秋田市ボランティア基金の運用益等をボランティア活動に対し助成する。

**(6) 秋田市ボランティア連絡協議会への協力**

事務局へ協力し、ボランティア活動をしている個人・団体および関連団体の連絡調整、情報交換を支援する。

## 9 災害ボランティア活動の振興

**(1) 災害への備え**

日頃からの見守りネットワークや地域サロン等の活動により、地域のつながりや災害時に企業・団体等からより多くの協力をもらえるよう、災害時の連携・協力に関する協定締結を進める等、災害に備えた体制を構築する。

- ① 災害時の連携・協力に関する協定をより多くの企業・団体等と締結できるよう拡充に努める。
- ② 令和5年の激甚災害を経験し、スムーズな災害ボランティアセンターの運営

および運営主体について秋田市と協議する。

- ③ 災害ボランティアセンター設置に必要な器具機材を随時整備する。また、災害時に必要な資機材の貸し出しが市町村社協間で円滑にできるよう、県社協と連携を図る。
- ④ 災害ボランティアコーディネーター養成研修等へ職員を参加させるなど人材の育成・確保に努める。
- ⑤ 被災地域の被災状況やボランティアニーズなどの情報を共有するため、地区社協、地区民児協と LINE やメール等を活用したネットワークの構築を検討する。
- ⑥ より多くの災害ボランティアを確保するため、県社協の事前登録の仕組みを紹介する。

## (2) 災害時の対応

- ① 災害が発生した時に、災害ボランティアセンター設置について秋田市と協議する。
- ② 災害時の対応は、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき行う。
- ③ ホームページやSNSで災害ボランティア募集を行い被災世帯へボランティアの派遣を行う。
- ④ 協定締結している企業・団体等へ協力依頼を行う。
- ⑤ 災害ボランティアセンター閉所後に継続して被災者支援が行えるよう、地域支え合いセンターの設置等について秋田市と協議する。

## 10 自立生活支援関連事業

### (1) 秋田市権利擁護センター事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、日常生活自立支援事業および成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結び付けることができるよう権利擁護体制を構築する。

#### ① 成年後見制度利用促進事業（市委託）

##### ア 権利擁護の相談支援

- ・必要な人が早期の段階から相談対応につながるよう、関係団体や一般市民に対し、市民向けセミナーや出前講座、リーフレットの配布、ホームページ等を活用して、成年後見制度や権利擁護センター等の相談窓口を周知する。
- ・本人等からの相談を受け、必要な権利擁護支援につなげる。

##### イ 権利擁護支援チームの形成支援

- ・成年後見制度利用支援検討会を開催し、支援方針および適切な申立人、後見人等候補者の検討をし、必要な支援を行う。
- ・市の方針を踏まえ、後見人等の担い手の確保・育成等の推進について検討

する。

ウ 権利擁護支援チームの自立支援

権利擁護支援チームからの相談対応や必要な支援を行う。

② 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）（県社協委託）

秋田市福祉生活サポートセンター

ア 判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどの支援、それに伴う利用料の支払いなどの福祉サービスの利用援助を基本として、日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行う。

イ 判断能力が低下した利用者に成年後見制度の利用が必要な場合、関係機関と連携しスムーズな移行を行う。

③ 法人後見事業

ア 低所得者世帯や他に適切な後見人等が得られない方を中心に、本会が法人として成年後見人等を受任する。

イ 受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適切な後見業務を担保するため必要に応じて法人後見運営委員会を開催する。

## （２）市民小口資金の貸付および償還指導等

① 一時的に生活に困っている方に対して４万円まで（特に必要と認められる場合６万円まで）の貸付を行う。（償還期限１２ヶ月以内、無利子、連帯保証人必要）

② 償還督促の強化を図る。（督促状送付、償還指導、住所調査等）

## （３）生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

① 相談受付体制の強化を図る。

② 支援調整会議への参加など生活困窮者自立支援事業との連携を図る。

③ 民生委員と連携して事業の推進を図る。

④ 払込通知票の送付（２月、８月）、償還滞納に対する督促状の送付（５月、１１月）、償還残額のお知らせの送付（５月、１１月）、県社協同行償還指導等（随時）を行う。

⑤ 県社協が行う償還指導等へ帯同する。

⑥ 貸付制度について社協だよりやホームページを活用して周知する。

⑦ 他貸付制度や関係機関等の情報収集を行う。

## （４）特例貸付におけるフォローアップ支援事業（県社協委託）

① 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付を利用した世帯について償還猶予、少額返済の案内、償還免除、生活再建のため自立支援相談機関等へのつなぎなどのフォローアップ支援を行う。また、アウトリーチによる生活状況の確認を行い、生活課題に応じて伴走型の支援を行う。

② 関係機関や各種団体との連携を強化し、支援体制の充実を図る。

③ 相談しやすい関係構築のため生活相談会やフードパントリーを開催する。

④ 特例貸付を利用した世帯に向けて、なおも生活に課題がある場合に気軽に相

談が出来るよう、社協だよりやホームページを活用して周知する。

#### (5) 生活困窮者への支援

##### ① 緊急食支援事業

その日の食事のままならない方に対し、食料品の支給と専門相談機関の紹介をし、思い立った時に相談できるきっかけとする。

##### ② フードバンクあきたとの連携

食品回収箱を設置し、家庭などから持ち寄られる余剰食料品を回収し、フードバンクあきたへ受け渡す。

また、緊急食支援事業の食料品を提供してもらい、困窮世帯への支援につなげる。

##### ③ コープフードバンク事業との連携

生活困窮などにより食品等を必要としている団体や個人を把握した時に、コープフードバンク（生協）へ必要なものを依頼し提供してもらうことで、困窮世帯への支援につなげる。

##### ④ セブンイレブンフードドライブとの連携

秋田市社協が担当するセブンイレブン（卸町三丁目店、割山店、山王一丁目店、山王大通り店、市立秋田総合病院店）に設置された食料回収箱に集まった食品等の確認・回収を月1回行い、困窮世帯への支援につなげる。

##### ⑤ 企業や団体、個人からの寄付金や日用品等の寄付を呼びかけ、困窮世帯への支援（生活相談会・フードパントリーなど）の充実強化を図る。

#### (6) あきた子ども応援ネットワークとの連携

##### ① 県社協のあきた子ども応援ネットワークに登録し、登録された子どもの貧困問題に取り組む個人・団体と連携を図る。

##### ② あきた子ども応援ネットワークから提供された食料や物品を資金貸付相談者や生活困窮世帯等へ配布し、生活支援を行う。

#### (7) 罹災世帯への見舞金支給

自然災害または火災により罹災した世帯に対して、「災害に対する法外援護に関する内規」に基づき見舞金を支給する。

## 1 1 福祉啓発・情報提供の充実

### (1) 広報活動

#### ① 社協だよりの発行

ア 秋田市社協の事業等を市民に周知し、福祉への理解と関心を高めることを目的として、市社協だよりを年1回発行する。配布については、地区社協の協力を得て行う。

イ ミニ広報紙を発行し、地区社協、地区民児協等の関係団体へ配布する。

#### ② ホームページ、SNSによる情報発信

ホームページやSNSを活用した情報発信機能の充実強化を図る。（新着情報の随時更新、社協活動情報の充実）

## （２）社会福祉大会の開催

市民の福祉意識高揚を目的とした発表、講演会と地域福祉への貢献者、在宅介護者等を表彰する。（令和８年１０月２３日（金）あきた芸術劇場ミルハス）

## （３）福祉教育の推進

- ① 福祉に関する講師派遣、体験学習の受け入れ、車いすや高齢者疑似体験セット等の貸出を通し、市民各層の福祉に対する意識の高揚を図る。
- ② 市が主催するバリアフリー教室へ協力する。

## （４）地域福祉フェアの開催

- ① 地域福祉フェアを開催し、秋田市の地域福祉活動について、地区社協活動・災害支援活動等のパネルや安心キット等のグッズの展示を行い、地域福祉活動の意識向上を図る。
- ② 地区社協等へ向けて地域福祉フェアの展示パネルの貸出を行う。
- ③ 地域福祉フェアの展示パネルを小冊子として作成し配布する。

# 1 2 介護保険等事業の充実

## （１）居宅介護支援事業

- ① 「秋田市社協指定居宅介護支援事業所運営規程」に基づき、居宅介護支援事業を秋田事業所、河辺事業所において実施する。
- ② 介護予防支援業務の一部を地域包括支援センターから受託する。
- ③ 介護予防支援事業の指定申請を検討する。

## （２）通所介護事業（介護保険、日常生活介護予防総合事業）

「八橋デイサービスセンター運営規程」に基づき、指定通所介護、指定介護予防通所介護を提供する。

## （３）秋田市地域包括支援センター運営事業（市委託）

- ① 地域包括支援センター運営事業を「事業運営要綱」に基づき実施する。  
（八橋地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協、川元地域包括支援センター社協）
- ② 各指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント事業所運営規程に基づき、介護予防支援業務を行う。また、介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の一部を圏域の居宅介護支援事業所へ委託する。
- ③ 認知症地域支援推進員を設置して、地域における認知症対策に関する医療・地域住民・介護・警察等とのネットワークづくりや、認知症の人とその家族を

支援する。

(八橋地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協、川元地域包括支援センター社協)

#### (4) 秋田市高齢者生活支援体制整備事業(市委託)

3つの地域包括圏域において、高齢者を含めた地域住民の自助・互助を活用する等の多様なサービスの充実を目指し、生活支援コーディネーターおよび協議体を設置して、生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化を行う。

(八橋地域包括支援センター社協、河辺地域包括支援センター社協、川元地域包括支援センター社協)

### 1.3 連携による推進支援

#### (1) 市民児協との連携

- ① 秋田市社会福祉大会を共催で開催する。
- ② 見守りネットワーク事業、安心キット事業、災害時の取り組み、ICTの活用、アウトリーチの必要性とその取り組み等について連携強化や情報共有を図るため市社協、市民児協の懇話会(正副会長)を開催する。
- ③ 必要に応じて協議する場を設ける。

#### (2) 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会への協力

- ① 事務局への協力をする。
- ② ホームページ運用への協力をする。
- ③ 令和9年度以降の事務局について協議する。

#### (3) 社会福祉法人・福祉施設等との連携

- ① 秋田市地域福祉おむすびネット
  - ア 社会福祉法人との連携や地域の課題解決に取り組むことにより、地域福祉力の強化を図る。
  - イ 市内の社会福祉法人に対し説明の機会を設け、参加促進を図る。
  - ウ 地域応援協議会(仮称)を開催し、地域課題の共有化、地域公益活動メニューの企画立案等を行う。
- ② 市内社会福祉事業従事者スポーツ大会の開催
  - ア 市内社会福祉事業従事者スポーツ大会の開催を通して、福祉施設等との連携の強化を図るため、スポーツ大会実行委員会事務局へ助成する。
    - ・ビニールバレーボール大会 令和8年8月28日(金)
    - ・ソフトボール大会 令和8年9月18日(金)
  - イ 令和9年度以降の開催について各社会福祉法人の意向アンケートの結果を踏まえ検討する。

- ③ 秋田市老人福祉施設連絡協議会への協力
  - ア 事務局への協力をする。
  - イ 令和9年度以降の事務局について協議する。

## 1 4 重層的支援体制の構築

### (1) 重層的支援体制の整備

改正社会福祉法に位置づけられた重層的支援体制整備事業では、「多様な相談支援の実施」、「誰もが参加できる地域づくりの推進」、「地域とのつながりをつくる参加支援の促進」などを行うこととしており、本会がこれまで取り組んできた事業や活動との共通性や発展性があることから、この重層的支援体制整備事業の受託に向けて市と協議する。

また、制度の狭間や複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し、アウトリーチ等による伴走型での支援ができるようコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置に向けて市と協議する。

## 1 5 組織運営と財政基盤の強化

### (1) 理事会、評議員会等の開催

- ① 理事会（年2回）その他必要に応じて開催
- ② 評議員会（年2回）その他必要に応じて開催
- ③ 監事会（年1回）その他必要に応じて開催

### (2) 委員会等の開催

- ① ボランティア基金管理運営委員会の開催
- ② 表彰者審査委員会の開催
- ③ 評議員選任・解任委員会の開催
- ④ 法人後見運営委員会の開催
- ⑤ その他、必要に応じて委員会・諸会議等を開催

### (3) 組織運営体制の強化

- ① 組織体制構築の検討
- ② 地域の現状やニーズの把握、情報共有の迅速化、事務作業の効率化を図るため、ICT（情報技術）・DX（デジタル技術）の活用を促進する。
- ③ 会議開催の連絡調整等にあたりメールなどの活用について調査する。

## 1 6 財源の確保

### (1) 会員加入の促進

- ① 一般会員、特別会員（個人・団体）の拡大を図る。
- ② 会員会費による事業の啓発を行う。（チラシの配布等）
- ③ ホームページにおいて特別会員（団体）の紹介と募集を図る。

### (2) 共同募金へ協力

- ① 共同募金の助成を受けて事業を行っていることをPRし、市民の意識の高揚を図る。
- ② 秋田市共同募金委員会事務局へ協力し、地域福祉活動のための財源確保に努める。

### (3) 善意銀行の運営

- ① 市民等の善意の寄付金を、寄付者の意志に沿って介護福祉機器の購入や地域福祉活動へ有効に活用する。
- ② 寄付者の氏名と活用状況をホームページ等へ掲載する。

### (4) 基金および積立金の運用

「基金及び積立金規程」に基づき、福祉事業基金の運用益、福祉事業基金積立金や居宅介護等事業積立金を地域福祉事業等の実施・運転資金、組織運営に充てる資金とするため基金および積立金を運用する。

### (5) その他

財源の確保のあり方についてプロジェクトチームを立ち上げて研究する。(会員会費の拡充・新たな寄付の仕組み・新たな財源の確保等)

## 1 7 役職員の資質の向上と派遣

### (1) 役職員研修

- ① 役員の研修の機会を設ける。
- ② 研修計画に基づき、職員の研修の機会を設け、資質の向上と自己研鑽を行い、職員の育成に努める。
- ③ 新人職員に対して研修を行う。
- ④ 内部研修の充実を図る。

### (2) 研修会への参加

各種研修会へ職員を参加させる。

### (3) 役職員派遣

- ① 地区、団体等の要望により役職員を講師として派遣する。
- ② 地区、団体等の行事へ役職員が参加する。

## 18 第6期秋田市地域福祉活動計画の周知

(計画期間 令和7年度～令和10年度)

- (1) 秋田市地域福祉アクションプラン2025(秋田市地域福祉活動計画)の周知  
地区社協、地区民児協など地域に向けた説明会を行う。

## 19 その他

- (1) 秋田市河辺総合福祉交流センター管理事業(市委託)

河辺総合福祉交流センター管理業務を「秋田市河辺総合福祉交流センター管理業務仕様書」に基づき実施する。